

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぽう

平成19年
(2007年) 6月15日
毎月3回5の日に発行

第1655号
定価 1部20円

発行 全国市議会議長会
〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
旬報 TEL 03 (3262) 2309
発行人 大竹 邦実
http://www.si-gichokai.gr.jp

市議会旬報



山口博敬・中国議長会
会長(倉吉市)



大河内 衍・関東議長会
会長(川越市)



畑瀬幸二・北海道議長会
会長(札幌市)

4月5日の東北・北信越両
部会を皮切りに開かれた全国
市議会議長会の9部会の定期
総会は 北海道部会 5月29
日(紋別市) 中国部会 同 30
日(倉吉市) 四国部会 同 31
日(松山市) 九州部会 6月

5部会が総会開く

会長はじめ新役員を選任

7日(長崎市) 関東部会 同 7日(水戸市) の開催をも
つて、すべて終了した。
総会では、開催地の市議会



宇野 浩・四国議長会
会長(松山市)



吉原 孝・九州議長会
会長(長崎市)

六団体と意見交換

地方分権改革推進委員会



委員会に出席する嶋津会長代行(左端)

議長や市長らのあいさつがあつたのち、会長をはじめとする役員改選を実施。この結果、新会長には 北海道 畑瀬幸二・札幌市議長 関東 大河内 衍・川越市議長 中国 山口博敬・倉吉市議長 四国 宇野浩・松山市議長 九州 吉原孝・長崎市議長 が選任された。

このほか、各県(北海道部会では支部)から提出された要望議案を審議、決定した。各部会では、これらのうち3

また、現行制度下の「地方議会の権能」に関する問題点を提起。地方議会への経営状況の報告を要する「自治体の出資法人」の要件が、自治体の出資割合により制限されていることなど、法令上の問題点を指摘した。

第8回地方分権改革推進委員会(委員長 丹羽 一郎・伊藤忠商事会長)が6月5日、東京・自転車会館で開かれ、本会ははじめ地方六団体の代表と意見交換を行った。会議では5月30日に同委員会がまとめた「地方分権改革推進にあつての基本的な考え方 地方が主役の国づくり」(本紙1654号参照)に対する六団体各代表者の意見が求められた。

本会からは嶋津隆之・会長代行(根室市議会議長)が出席し、「条例制定権の拡大」「自治立法権」の考え方が示された点を高く評価した。

「各部会提出議案」となった要望事項は、本会定期総会の審議、議決を経て、本会要望事項として採択。7月12日に開催される理事会で、地方行政委員会など5つの委員会に付託される。これを受け、各委員会では要望書を作成し、その実現に向け、内閣や国会など関係方面へ要望運動を展開する。

件以内の要望事項を、6月19日に開催される本会第83回定期総会へ提出する。

第二期改革の推進を

六団体が全国大会開く



決議を説明する嶋津会長代行(根室市議長)

本会など地方六団体は6月5日、地方分権推進連盟との共催により、東京・憲政記念館で「地方分権改革推進全国大会」を開催した。地方自治の確立と地方交付税の充実強化に向け大会決議を採択した。

大会には、全国から都道府県知事、市町村長、市議長ら地方自治体関係者約300人が参加。来賓の鈴木政二・内閣官房副長官、菅義偉・総務大臣、地方分権改革担当大臣、渡辺喜美・道州制・行政改革担

当大臣ら国会議員約200人が出席した。

本会の嶋津隆之・会長代行(根室市議長)は、大会決議案を説明。①第二期地方分権改革の推進②地方交付税の総額確保と機能堅持③地方税源の充実確保と偏在是正に向けた決議案は満場一致で採択された。

大会終了後、六団体の各代表、参加者は決議の実現を求め、政府・与党など関係方面へ要望運動を行った。

(決議全文は本会HPに掲載)

分権本部が初会合

政府一体で改革推進

政府は6月11日、全閣僚で構成する「地方分権改革推進本部(本部長＝安倍晋三・内閣総理大臣)」の初会合を首相官邸で開催した。

本部は5月29日の閣議決定を経て、同日付で内閣に設置。「地方分権改革推進委員会(委員長＝丹羽宇一郎・伊藤忠商事会長)」が取り組む「第二期分権改革推進」の議論に対する支援を行う。

会合では安倍首相がいさ

この基本的な考え方は、4月2日開催の委員会初会合で安倍首相から、5月末までにまとめるよう指示されたもの。①地方分権改革の目指すべき方向性②地方分権改革推進のための基本原則③調査審議の方針④政府及び地方自治体に望むこと からなり、④では本部に対し、「委員会の勧告に基づいた改革関連施策の確実な実施」を求める内容となっている。

委員会では今後、この考え方に基づき議論を深め、秋に「中間報告」を取りまとめ、安倍首相へ提出する予定。

議会人事

- 議長 田村満廣(4・19)
- 袖ヶ浦 池田文治(4・23)
 - 真庭 大城永一郎(4・23)
 - 浦添 斉藤利男(4・26)
 - 東金 小鹿一司(4・26)
 - 丸亀 中村敏治(4・26)
 - 諫早 平野晋一(4・27)
 - 行方 近藤敏明(5・1)
 - 清須 井本五男(5・1)
 - 朝倉 浜永義機(5・1)
 - 宇佐 青羽健仁(5・2)
 - さいたま 不老光幸(5・2)
 - 太宰府 宮本有二(5・7)
 - 宿毛 青木克喜(5・8)
 - 大和 金井康夫(5・8)
 - 沼田 庵前政光(5・8)
 - 桜井 庵前政光(5・8)
- 合志 佐々木博幸(5・8)
 - 滝川 中田翼(5・9)
 - 鶴ヶ島 大曾根英明(5・9)
 - 大府 近藤守彦(5・9)
 - 多治見 森寿夫(5・9)
 - 関 山田菊雄(5・9)
 - 土岐 西尾隆久(5・9)
 - 大東 山元学(5・9)
 - 大和高田 朝井啓祐(5・9)
 - 出雲 今岡一朗(5・9)
 - 善通寺 山田省三(5・9)
 - 高知 岡崎洋一郎(5・9)
 - 室戸 町田又二(5・9)
 - 室蘭 山中正尚(5・10)
 - 三笠 高橋守(5・10)
 - 白河 十文字忠一(5・10)
 - 喜多方 伊藤弘明(5・10)
 - 長岡 五井文雄(5・10)
 - 砺波 林忠男(5・10)
 - 坂井 岡本正義(5・10)
 - 駒ヶ根 竹内正寛(5・10)
 - 茅野 吉田久明(5・10)
 - 伊勢原 石川節治(5・10)
 - 南足柄 上野スズ子(5・10)
 - 那須塩原 植木弘行(5・10)
 - 狭山 吉沢永次(5・10)
 - 鴻巣 石井忠良(5・10)
 - 藤枝 内藤洋介(5・10)
 - 大垣 津汲仁(5・10)
 - 羽島 加藤恒夫(5・10)
 - 山梨 村橋安治(5・10)
 - 小野 松本英昭(5・10)
 - 大和郡山 辻本八郎(5・10)
 - 赤磐 黒崎明(5・10)
 - 大川 井口嘉生(5・10)
 - 別府 山本一成(5・10)
- 伊達(北海道) 小泉勇一(5・11)
 - 白石 佐藤英雄(5・11)
 - 郡山 宗像好雄(5・11)
 - 小千谷 吉原正幸(5・11)
 - 小松 橋本康容(5・11)
 - 飯田 上澤義一(5・11)
 - 横須賀 山口道夫(5・11)
 - 日高 安藤重男(5・11)
 - 山武 遠藤正之(5・11)
 - 安城 山本允(5・11)
 - 御所 下村紘一(5・11)
 - 西条 一色伸二(5・11)
 - 中津 村上猛(5・11)
 - 村上 片野鉄雄(5・14)
 - 府中(東京) 鈴木錦治(5・14)
 - 川越 大河内 衝(5・14)
 - 橋本 中上良隆(5・14)
 - 鹿島 橋爪敏(5・14)
 - 夕張 加藤喜和(5・15)
 - 江別 星秀雄(5・15)
 - 仙台 赤間次彦(5・15)
 - 寒河江 伊藤忠男(5・15)
 - 青梅 須崎昭(5・15)
 - 多摩 藤原忠彦(5・15)
 - 台東 木下悦希(5・15)
 - 綾瀬 吉川重夫(5・15)
 - 都留 藤江厚夫(5・15)
 - 副議長 福井茂登洋(4・23)
 - 真庭 宮城重哲(4・23)
 - 浦添 松戸進(4・26)
 - 東金 横田隼人(4・26)
 - 丸亀 水田寿一(4・26)
 - 諫早 (3面に続く)

発言取消

発言を行った議員は、発言後に自分を行った発言の中に不穏なものなど、取り消した方が適当と思われる発言(以下、不穏当発言という)があった場合、議会の許可によりこれを取り消すことが可能です。

議員の発言が不穏当発言に該当するかは、当該発言が行われた状況などを総合的に勘案して判断します。

発言の取消ができるのは、当該発言が行われた会期中のみ可能です。例えば、6月定例会の会期中に行つた発言が不穏当であつたことに閉会後に気付いたため、これを9月定例会で取り消すことはできません。したがって、会期末における発言については、注意が必要です。

発言の取消は、不穏当発言を行った議員本人からの申し出に基づくことが原則です。



- 8 - (終)

また、地方自治法は議場の秩序維持のため、議長の発言取消を命じる権限を規定しています。しかし、議長の発言取消の命令は、あくまで不穏当発言を行った議員に発言を取り消すように命令するだけで、発言取消の命令を受けた議員が発言取消の申し出を行ない、これが議会で許可されない限り発言が取り消されたとにはなりません。

このことから、標準市議会会議規則では、議長の発言取消命令の対象となつた議員の不穏当発言については配布用の会議録に掲載しないことが規定されており、配布用の会議録では発言取消が行われたのと同じ状態となります。

議長が行つた発言の取消命令は、議長が議員の発言が不穏当発言に該当すると認められた場合に発行されますが、直ちに判断することが困難である場合は、議長が後刻会議の速記等を調査のうえ措置する旨の宣告を行います。調査の結果、最終的に議長が不穏当発言であると判断すれば、該当する部分の発言は、先に述べた議長の発言取消の命令と同様に、配布用の会議録に掲載しないこととなります。

このほか、他の議員から発言取消を求める動議が提出され、これを議会で可決しても議長の発言取消の命令と同様に、発言が取り消されたことにはなりません。また議長の発言取消の命令と違い、発言の取消を求める動議の対象となつた議員の不穏当発言が配布用の会議録に掲載されないということにはなりません。

※「議会入門」の掲載は今号で終わります。

【参考文献一覧】

議会運営の実際(自治日報社)、逐条地方自治法(学陽書房)、地方自治関係実判例集(ぎょうせい)

本会では、議会のルールをわかりやすくまとめた入門書「地方議会議員ハンドブック」を刊行し、6月15日付で全国の市議会事務局へ1部無料で送付しました。皆さまにご活用いただければ幸いです。本書を別途、購入希望の場合は(株)ぎょうせい 03 5349 6663(まで)。A5判 定価1800円(税込)

Table listing names and numbers for various municipalities, including 行方, 清須, 朝倉, 宇佐, さいたま, 大宰府, 宿毛, 相馬, 大和, 沼田, 桜井, 合志, 滝川, 鶴ヶ島, 大府, 多治見, 関, 土岐, 大東, 大和高田, 出雲, 善通寺, 高知, 室戸, 室蘭, 三笠, 白河, 喜多方, 長岡, 砺波, 坂井, 駒ヶ根, 茅野, 伊勢原, 南足柄.

Table listing names and numbers for various municipalities, including 那須塩原, 狭山, 鴻巣, 藤枝, 大垣, 羽島, 山県, 小野, 御所, 赤磐, 大川, 別府, 伊達, 白石, 郡山, 飯田, 横須賀, 日高, 山武, 安城, 高山, 笠岡, 西条, 中津, 枕崎, 美作, 村上, 佐久, 府中, 川越, 橋本, 鹿島, 多.

Table listing names and numbers for various municipalities, including 夕張, 江別, 仙台, 寒河江, 青梅, 多摩, 台東, 綾瀬, 都留, 事務局長, 室蘭, 三笠, 伊達, 相馬, 飯田, 佐久, 安城, 清須, 多治見, 土岐, 大和高田, 御所, 笠岡, 高知, 鹿島, 宿毛, 木津川.

お知らせ
本紙6月25日付第1656号は、第1657号と併せ、7月5日付第1656・57号として発行します。

平成19年度版

全国都市の特色ある施策集

くらし ふれあい まちづくり から紹介

— 本会編集 —
〈 4 〉

第5章 男女共同参画

東大和市(東京都)

◆川柳で市民も男女共同参画へ

東大和市では平成13年3月に「東大和市男女共同参画計画」を策定し、この計画に基づく各種施策の推進にこれまで取り組んできました。これに加え17年3月には「東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例」を施行。市民や事業者

者として、男女共同参画社会の実現を目指しています。このなか17年度から、男女共同参画に関する市民や事業者の理解を深めるため、広報啓発活動の一環として「男女共同参画川柳」を市民から募集しています。応募資格は、市内に在住、在勤、在学の人たち。応募者は、日常生活の中で感じた「男女差別」「男女平等」等に関する思いを川柳に託し、投稿します。1回目となる17年度の募集では、72人が応募。個性豊かな165点にも及ぶ作品が寄せられました。続いて2回目となる18年度の募集では、18人が応募。前年度を大幅に上回る258点もの作品が寄せられました。応募作品は市が設置した川柳選考委員会で厳正な選考を行い、最優秀賞1点、優秀賞

第6章 教育

美濃市(岐阜県)

◆小学生フレンドシップ交流事業

美濃市では、姉妹都市として提携している北海道土幌町と、平成6年度から、美濃市・土幌町小学生フレンドシップ交流事業を実施しています。この事業は①土幌町訪問事業②土幌町からの訪問団歓迎事業 の2つを柱として、両自治体の友好を深めるために行っているものです。明治の頃の北海道開拓時代に、美濃市から土幌町へ渡った入植

1点、努力賞3点を決定します。入賞作品は「東大和市男女共同参画フォーラム」で発表されるほか、市が作成するメモ帳に刷り込まれ、市公共施設や行事の会場で市民に配布し、男女共同参画の啓発に活用されます。東大和市では現在、3回目となる川柳の応募を10月31日までの期間で受け付けており、従前にも増した市民の反響を期待しています。〔「施策集」95ページ掲載〕



和紙すきを体験する土幌町の児童と交流を深めました。また、この訪問に先立ち、8月4日から7日にかけて「土幌町からの訪問団歓迎事業」も実施。同町から小学6年生の児童51人が、美濃市を訪れています。土幌町の児童たちは「美濃和紙の里会館」で、「和紙すき」に挑戦し、自分たちの卒業証書を作成しました。このほか、川遊びなどを楽しみ、市内での2泊のホームステイを体験したのち、北海道への帰路に着きました。

者が、同町の開拓を始めたことを縁として交流がはじまっています。



牧場を見学する美濃市の児童

「土幌町訪問事業」では、市内の小学6年生の児童から参加を募り、原則として希望者全員を派遣します。現地でのホームステイや大規模農業などの体験的活動を通じ、児童は土幌町の歴史や人々の生活、文化、産業等への理解を深めていきます。18年度は、8月19日から24日にかけて実施。美濃市から、167人の児童が土幌町を訪問しました。現地では地元の高校生から、ジャガイモ掘りやバター作りを教えてもらい、手作りのジャガバターを堪能しました。このほか牧場見学、乗馬、マウンテンバイクなどを

体験し、土幌町の人々と交流を深めました。また、この訪問に先立ち、8月4日から7日にかけて「土幌町からの訪問団歓迎事業」も実施。同町から小学6年生の児童51人が、美濃市を訪れています。土幌町の児童たちは「美濃和紙の里会館」で、「和紙すき」に挑戦し、自分たちの卒業証書を作成しました。このほか、川遊びなどを楽しみ、市内での2泊のホームステイを体験したのち、北海道への帰路に着きました。

児童たちはこの交流活動を通して、お互いの住む土地の歴史や文化について理解を深めるとともに、自分たちの住むまちのよさを再認識することができたようです。美濃市では、両自治体の交流が一層深まるよう、今後も活動を続けていきたいとしています。〔「施策集」137ページ掲載〕

「平成19年度版全国都市の特色ある施策集」は、4月25日付で全国の市議会事務局宛に送付しています。

▶平成18年度入賞作品

【最優秀賞】(第二中学校3年生) 「男だろ!!」時代おくれを また発

【優秀賞】(上北台在住) 参画に 資格はいらぬ 互角です

【努力賞】(狭山在住) 育休で 男を上げて さあ復職

【努力賞】(手窪在住) 平等を 力説しながら 妻けなす

【初登校】(第二中学校3年生) ぼくの手提げは パパの作